

平成 27 年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

平成 28 年 6 月 29 日

内閣府官民人材交流センター

## 1 官民人材交流センターの概要等

### (1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、平成 19 年の国家公務員法の改正により、

ア 職員（国家公務員法第 2 条第 4 項に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

を実施するため、平成 20 年 12 月 31 日に内閣府に設置された。

アに関しては、当初、退職を勧奨された者及び組織の改廃等による分限免職者等を対象として再就職支援を行っていたが、平成 21 年 9 月 29 日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受けて、それ以降は、組織の改廃等による分限免職者等以外の再就職支援は行わないこととされた。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入されることになったところ、民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成 25 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、平成 25 年 10 月から民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うこととなった。

### (2) 所掌事務について

事務の内容については、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成 26 年 6 月 24 日内閣総理大臣決定、平成 27 年 10 月 1 日一部改正。以下「運営指針」という。）に定められており、

ア 職員及び一般定年等隊員（自衛隊法第 65 条の 3 第 2 項第 4 号に規定するものをいう。以下同じ。）（※）の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・ 早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴う分限免職者等に限り、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員等の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定される行為は行わない）

※ 自衛隊法の一部改正により、一般職の国家公務員に加え、一般定年等隊員についても、平成 27 年 10 月 1 日から、その離職に際しての離職後の就職の援助をセンターが行うこととなった。

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは運営指針により、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うもの（運営指針3）とされており、本報告は、これに基づくものである。

## 2 事務の運営状況

### (1) 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務

#### ア 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員（以下「職員等」という。）に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・ キャリアカウンセリング
- ・ 応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・ 求人情報の開拓・提供
- ・ 再就職先の紹介・マッチング
- ・ 各種再就職セミナーの開催
- ・ 定着支援（※2） 等

なお、支援期間は短期コースの6か月間又は長期コースの1年間である。

※1 平成26年度の支援開始者については株式会社パソナに、また、平成27年度の支援開始者については株式会社リクルートキャリアコンサルティングに委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援期間内において提供する。

#### (ア) 支援会社による再就職支援の実施状況（※1）

##### ○ 平成26年度の支援開始者

支援開始者数は35人である。平成27年度中に全て支援を終了し、再就職者数は25人、再就職率は71.4%であり、前年度より上昇している。（※2）

##### ○ 平成27年度の支援開始者

支援開始者数は44人で、前年度より増加している。平成27年度中に支援期間が終了した短期コースの7人のうち、再就職したのは5人である。なお、平成28年度において引き続き支援を継続しているのは36人である。（※3）

※1 再就職支援制度は、支援開始から最大1年間の支援を行うものであり、平成26年度に再就職支援を開始した者のうち、平成27年度に支援を終了したものがいるため、ここでは、平成26年度及び平成27年度の運営状況を合わせて報告するものである。

※2 平成25年度の支援開始者の再就職率は57.1%。

※3 長期コースにおいて支援を中止した者が1名いるため、支援継続人数は36人となっている。

## 【平成 26 年度及び平成 27 年度の支援状況】

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

支援開始 年度	平成26年度				平成27年度			
	支援開始	支援終了 (※1)	うち再就職 (※2)	再就職率	支援開始	支援終了 (※1)	うち再就職 (※2)	平成28年度 支援継続
短期コース	7人 (1人)	7人 (1人)	5人 (1人)	71.4% (100.0%)	14人 (4人)	7人 (4人)	5人 (4人)	7人 (0人)
長期コース	28人 (0人)	28人 (0人)	20人 (0人)	71.4% (-)	30人 (4人)	-	-	29人 (3人) ※3 ※4
合計	35人 (1人)	35人 (1人)	25人 (1人)	71.4% (100.0%)	44人 (8人)	7人 (4人)	5人 (4人)	36人 (3人) ※4

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する本府省企画官相当職以上の官職の者を示し、上段の数の内数である。

※1 再就職した人数と、支援期間内に再就職せずに期間が終了した人数の合計を記載している。

※2 再就職には自営業を含む。

※3 平成 27 年度開始者のうち、平成 28 年 3 月 31 日までに再就職した者は 6 人おり、再就職後における定着支援の対象となった。

※4 長期コースにおいて、支援を中止した者が 1 人いる。

### (イ) 再就職支援の実施状況の公表

平成 27 年 9 月 18 日付けで、平成 26 年度における支援会社を活用した再就職支援の実施状況をセンターホームページに公表した(運営指針 1 (1)ホ)。

### (ウ) 制度の周知

支援会社を活用した再就職支援は、平成 25 年 10 月に開始したものであり、平成 27 年度においては、「平成 27 年度における人事管理運営方針」(平成 27 年 3 月 24 日内閣総理大臣決定) 5②における「官民人材交流センターが実施する民間の再就職支援会社を活用した再就職支援についても、職員に対する周知を徹底し、より効果的な利用を促進する。」を踏まえ、周知の徹底に努めた。

具体的には、各府省の人事部局に対し、平成 27 年度における支援会社を活用した再就職支援に関する説明会を実施した。また、再就職支援サービスに係る職員等のニーズを把握し、より効果的な周知を行うため、各府省と個別に意見交換を行った。それらを踏まえ、再就職支援サービスの周知のための資料を新たに作成するなどして、各府省の人事部局を通じて配布し、効果的な周知に努めた。

さらに、下記ウの「再就職準備セミナー」の実施に併せて、東京、大阪及び名古屋において、地方支分部局等の人事担当者を対象として再就職支援サービスに関する説明会を実施した。

## イ 組織の改廃等に伴う分限免職者等を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号の組織の改廃等に伴い、離職を余儀なくされることとなる職員等に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

## ウ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

民間企業の従業員においては、国家公務員と比較して中途採用者や早期退職者が多く、再就職が身近なものとなっており、再就職に関する情報にも豊富に接している。

他方、国家公務員においては、早期退職慣行の是正等により、早期退職や定年退職等に伴う再就職について、民間企業の従業員ほど身近なものとはなっておらず、再就職に関する情報量も少ない状況にある。

このため、民間企業等への再就職に関心のある 40 歳以上の職員等を対象に、国家公務員から民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成 27 年度から実施することとし、東京、大阪及び名古屋にて開催した。

なお、東京においては、受講希望者数が多かったため、2 回に分けて開催した。

今後は、本セミナーの内容の充実を図るとともに、開催地区・回数等の増加についても検討していくこととしたい。

### 【平成 27 年度開催実績】

開催地	開催日	受講者数
東京	平成 27 年 11 月 6 日	78
大阪	平成 27 年 11 月 27 日	83
東京	平成 27 年 12 月 4 日	32
名古屋	平成 27 年 12 月 8 日	59
計	3 都市 4 回	252

(注) 各会場（東京（2 回目）を除く。）とも、セミナー終了後に、引き続き人事担当者向けの再就職支援サービスに関する説明会を実施した。

## (2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」

に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。

#### ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

全国の主要都市において、内閣人事局及び人事院とともに、「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を開催し、以下の取組を行った。

- ・ 民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・ 官民人事交流の体験談の紹介
- ・ 各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・ 府省と民間企業等との情報交換、意見交換 等

#### 【平成27年度開催実績】

開催地	開催日	参加企業		参加府省	
		企業数	人数	府省数	人数
東京	平成27年9月18日	56	66	9	30
札幌	平成27年9月29日	20	21	5	9
金沢	平成27年10月7日	18	19	5	7
名古屋	平成27年10月22日	37	40	6	9
大阪	平成27年10月23日	22	24	4	7
岡山	平成27年11月13日	25	28	4	7
東京	平成27年11月20日	65	77	12	27
計	6都市7回	243	275	45	96

#### 【参考：平成26年度開催実績】

開催地	開催日	参加企業		参加府省	
		企業数	人数	府省数	人数
東京	平成26年10月8日	106	129	12	43
仙台	平成26年10月24日	15	18	5	7
福岡	平成26年11月7日	18	19	5	9
名古屋	平成26年11月20日	27	28	5	8
大阪	平成26年11月21日	26	27	6	10
東京	平成27年1月23日	29	35	10	21
計	5都市6回	221	256	43	98

平成 27 年度においては平成 26 年度より 1 会場多い計 7 回の説明会を開催し、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流に関する情報提供及び広報・啓発活動を実施した。

出席企業に対し行ったアンケートにおいては、8 割以上の企業から今後官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ており、また、意見交換会でも、各府省に対し、多くの企業から官民人事交流に関する質問、相談等がされるなど、官民人事交流の意義や制度の周知、交流の実現に向けて効果があった。

## イ 経済団体に対する情報提供及び広報・啓発活動

各都道府県の経済団体を個別に訪問し、官民人事交流制度を説明の上、説明会の周知等を行った。

### 【経済団体会員に対する官民人事交流制度の説明等の実施状況】

団体名	訪問日	参加企業	参加者
大分商工会議所	平成 27 年 4 月 27 日	42	42
三重県経営者協会	平成 27 年 5 月 28 日	64	66
日本経済団体連合会	平成 27 年 6 月 16 日	29	29
尼崎経営者協会	平成 27 年 11 月 18 日	55	61
計	4 都市 4 回	190	198

※ 平成 27 年 6 月 16 日の「日本経済団体連合会」については、日本経済団体連合会主催の地方団体連絡協議会において、29 の地方経営者協会を対象に制度説明等を実施。

### 【事務局へ制度周知協力依頼等を実施した経済団体】

- ・北海道経済連合会
- ・北海道経済同友会
- ・北海道商工会議所連合会
- ・札幌商工会議所
- ・会津地区経営者協会
- ・八王子商工会議所
- ・多摩商工会議所
- ・新潟県経営者協会
- ・新潟経済同友会
- ・新潟県商工会議所連合会
- ・富山県経営者協会
- ・富山県商工会議所連合会
- ・石川県経営者協会
- ・金沢経済同友会
- ・石川県商工会議所連合会
- ・長野県経営者協会
- ・長野県商工会議所連合会
- ・長野商工会議所
- ・岐阜県経営者協会
- ・岐阜県経済同友会
- ・岐阜商工会議所
- ・静岡県経営者協会
- ・静岡経済同友会静岡協議会
- ・三重県商工会議所連合会
- ・岡山県経営者協会
- ・岡山県商工会議所連合会
- ・福岡商工会議所

## ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターホームページに、説明会で紹介された官民人事交流の体験談の掲載等を行った。

また、各府省及び人事院のホームページにリンクを設定し、任期付職員の選考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。